

聖蹟桜ヶ丘駅西側地域街づくり協議会 会則(案)

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、多摩市街づくり条例第11条に基づく団体として、聖蹟桜ヶ丘駅西側地域街づくり協議会(以下、「本協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、別添1に示す範囲(以下、「本地域」という。)において、多摩市の玄関口にふさわしいにぎわいの創出と利便性の向上を図るとともに、調和のとれた良好な居住環境の実現を目指して、街の将来像や課題解決の方法、街のルール等を取りまとめた多摩市街づくり条例第10条に規定される「地域街づくり計画」の案を策定し、多摩市による認定を受けることを目的とする。

(活動)

第3条 本協議会は、第2条の目的の達成に向けて下記に定める活動を行う。

- 一 本地域における地域街づくり計画の案の策定
- 二 地域住民等に対する地域街づくり計画の案の合意形成や本協議会活動の情報発信
- 三 その他、本協議会の目的を達成するために必要な活動

第2章 組織の構成

(構成員)

第4条 本協議会は、本地域内の多摩市街づくり条例第10条に規定される「地域住民」で、本協議会の設立について同意する者で構成する。

(街づくり検討委員)

第5条 本協議会に、会の運営と地域街づくり計画の案を検討するために街づくり検討委員(以下、「委員」という。)を置くものとする。

- 2 委員は、総会において構成員の中から選出する。
- 3 委員の任期は、本地域の地域街づくり計画の認定の時期までとする。ただし特段の理由がある場合には辞任することができる。

(役員)

第6条 本協議会は、委員の中から以下の役員を置く。

- 一 会長 1名
 - 二 副会長 2名以上
 - 三 会計担当 1名以上
 - 四 監事 1名以上
- 2 役員は委員の互選とし、役員は兼務は妨げないものとする。

- 3 役員の任期は、本地域の地域街づくり計画の認定の時期までとする。ただし特段の理由がある場合には辞任することができる。

(役員の職務)

第7条 会長は、会を代表し、活動を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときは、会長の職務を代理する。副会長の順位は、あらかじめ会長が定める。
- 3 会計担当は、会計業務を執行する。
- 4 監事は、本協議会の会計について監査する。

(街づくり検討委員の報酬)

第8条 委員には報酬を支給しない。

- 2 委員の役務上生じた費用は、第19条の本協議会の事業費の範囲内で実費を支給することができる。

(街づくりオブザーバー)

第9条 本協議会は、本地域周辺の市民で、かつ、自治会等の市内で活動する団体の中で位置付けられた代表者を、本協議会の活動について意見を述べることのできる街づくりオブザーバー(以下、「オブザーバー」という。)として置くことができる。

- 2 オブザーバーは、第10条に規定する総会及び街づくり検討委員会に出席することができる。ただし、会議での議決権は有しない。
- 3 会長は、必要に応じてオブザーバーに対して第15条に規定する役員会への出席を要請することができる。

第3章 会 議

(総会及び街づくり検討委員会)

第10条 本協議会の会議は、構成員によって構成される総会及び委員によって構成される街づくり検討委員会(以下、「委員会」という。)とする。

- 2 総会及び委員会は会長が招集し、会長がその議長を務める。

(構成員以外の出席)

第11条 会長は、総会の議事及び秩序の維持に支障がないと認めるときは、構成員及びオブザーバー以外の者に、総会及び委員会の傍聴を許可することができる。ただし、傍聴者は会議に加わり、又は意見を述べることができない。

- 2 会長は、必要に応じて関係行政機関の職員や専門家等(以下、「協議会関係者」という。)に対して、会議の出席を要請することができる。

(総会の議決事項)

第12条 次に掲げる事項は総会の議決を経なければならない。

- 一 会則の決定及び変更

- 二 委員の選任及び解任
- 三 本協議会の解散
- 四 その他委員会が必要と認めた事項

(総会の議事等)

第13条 総会は、会長他2名以上の構成員の出席により成立する。

- 2 議事は、出席者の過半数により議決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 構成員の5分の1以上から、会議の目的たる事項を示した書面による総会開催の請求があった場合、会長は総会を招集しなければならない。
- 4 構成員は、総会に出席できない場合、書面によって意見を提出することができる。

(街づくり検討委員会の議事等)

第14条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

- 2 委員会は、本地域の街づくりに関する下記の項目について協議し、決定する。
 - 一 地域街づくり計画に関する事項
 - 二 地域住民等への合意形成の方法や情報発信に関する事項
 - 三 総会に付議すべき事項
 - 四 その他、本地域の街づくりに関する事項
- 3 委員は、委任状を会長に提出し、会長が必要と認めた場合は、同居する親族又は社員を代理人として委員の権限を委任することができる。

(役員会)

第15条 役員会は、役員によって構成する。

- 2 役員会は、必要に応じて会長が招集し、本協議会の運営や進め方等について協議を行う。

(議事録)

第16条 総会及び委員会の議事については、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録には、議事の経過及びその結果を記載し、議長及び議長が指名した議事録署名人が署名する。

第4章 雑 則

(解散)

第17条 委員会は、次の場合に、本協議会の解散について総会の議事に諮ることができる。

- 一 本協議会の目的を達成した場合、またはその遂行が不能となった場合
 - 二 その他の理由により、解散の必要がある場合
- 2 協議会を解散する場合は、多摩市街づくり条例施行規則第9条第2項により、市長に本協議会の解散を届け出る。

(事務局)

第18条 本協議会に関する事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、京王電鉄株式会社及び東京電力パワーグリッド株式会社が担う。
- 3 事務局は、本協議会の活動に掛かる事務全般及び会議等の運営を担当する。
- 4 本協議会の活動に掛かる費用は、原則として事務局が負担する。
- 5 事務局は、本協議会の活動に掛かる街づくりに関する業務を役員会の承認を得た専門会社（以下、「委託会社」という。）に委託することができる。
- 6 事務局の任期は、本地域の地域街づくり計画の認定の時期までとする。ただし特段の理由がある場合には、委員会の承認の上、辞任を認める。

（事業費）

第19条 本協議会が要する費用は、次の各号に掲げる収入金をもってこれに充てる。

- 一 事務局負担金
 - 二 市の助成金
 - 三 その他雑収入
- 2 前項の事務局負担金は、年間5万円を上限として、年度毎に事務局および役員の協議によって定める。
 - 3 事務局が街づくりに関する業務を委託会社に委託する費用は、本協議会の事業費には含まない。

（情報発信）

第20条 役員は、本協議会の進捗状況等を十分に情報発信し、地域住民との情報共有および合意形成に努めなければならない。

（守秘義務）

第21条 構成員、オブザーバー、協議会関係者、事務局および委託会社、会議の傍聴者は、役員
の合意を得た上で、下記に定める行為を行うことができる。

- 一 本協議会において知り得た情報を、第三者または一般に公開する。
- 二 本協議会の情報発信資料の作成、議事録の作成以外の目的で、本協議会の活動の撮影・録音等を行う。

（個人情報の取扱）

第22条 本協議会が活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供、および管理については、別に個人情報取扱規程を定め、適正に運用するものとする。

（協議会の継続）

第23条 第2条の目的の達成後、地域住民による街づくりの推進等の理由から本協議会を継続させる必要がある場合には、委員会にて本協議会の新たな目的、活動、組織の構成等を適切に検討し、総会の議決により本会則を変更しなければならない。

（その他）

第24条 この会則に定めのない事項等については、役員会で定めるものとする。

附則

この会則は、本協議会認定の日から施行する。